

議会議案第36号

観光厚生常任委員会への調査権の委任及び調査に要する経費について

社会福祉法人ラファエル会の施設管理について議会としてさらなる調査を行うため、観光厚生常任委員会に、地方自治法第100条第1項の調査権を委任するとともに、本調査に関する平成28年度の経費を定めるものである。

よって、ここに議案として提出する。

平成29年1月27日提出

提出者 鎌倉市議会観光厚生常任委員長

日向慎吾

## 記

### 1 調査権の委任

本議会は、本市の障害者福祉部門等における業務委託先である社会福祉法人ラファエル会の施設管理についてさらなる調査を行うため、観光厚生常任委員会に、地方自治法第100条第1項の調査権を委任する。

観光厚生常任委員会は、地方自治法第100条第1項の規定により、調査のため必要があるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を議長を通じて求めることができる。

### 2 調査事項

(1) 社会福祉法人ラファエル会の施設管理に関する事項

### 3 調査に要する経費

地方自治法第100条第11項の規定により、本調査に要する平成28年度の経費は、1万円以内とする。

### 4 調査期限

観光厚生常任委員会は、2に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。